

2015年度目録委員会記録 No.9

第9回委員会

日時：2016年1月23日（土）14時～17時

場所：日本図書館協会

出席：渡邊委員長、木下、河野、田代、津田、野美山、平田、古川、村上、横山  
<事務局>磯部

[配布資料]

1. 2016年度事業計画及び予算調書（案）（2ページ-A4、渡邊委員長）
2. 今後の予定に関する検討メモ（2016.1）（1ページ-A4、渡邊委員長）
3. 付録検討表（2016.1）（2ページ-A4、渡邊委員長）
4. 序説・総説・属性総則に関するメモ（2016.1版）（2ページ-A4、渡邊委員長）
5. 新NCR序説（2016.1案）（10ページ-A4、渡邊委員長）
6. 第I部 第0章 総説（2016.1案）（10ページ-A4、渡邊委員長）
7. セクション1 第1章 属性総則（2016.1案）（27ページ-A4、渡邊委員長）
8. 第IV部 D.0～.2 資料と個人・家族・団体との関連（第8次案）（16ページ-A4、古川委員）
9. 通則の下位規定の名称と順序（2ページ-A4、古川委員）
10. 第III部セクション8 第46章 個人・家族・団体との関連（コメント）（6ページ-A4、古川委員）
11. 第III部セクション8 第46章 個人・家族・団体との関連（10ページ-A4、村上委員）
12. 付録K（3ページ-A4、村上委員）
13. 第IV部 関連 42章 資料に関する主要な関連（8ページ-A4、平田委員）
14. 第IV部 関連 43章 資料に関するその他の関連（6ページ-A4、平田委員）
15. 2015年度第8回目録委員会記録（案）（5ページ-A4、河野委員）
16. 2015年度第7回目録委員会記録（6ページ-A4）

[報告事項、提議ほか]

1. 「2016年度事業計画及び予算調書」案  
資料1をもとに確認した。主な点は次のとおりである。
  - ・①新NCR全体案の公開、②関係機関との調整、③検討集会の開催を行う。③はJLAが主体となって、年度後半に東京、関西の2回開催する想定。②はNDLが主体となって行う想定。
2. 今後の予定  
資料2をもとに確認した。
  - ・全体案公開に向けて、用語集が部分的（素案を読むのに必要な重要語）でも必要である。RDAの用語集、現NCRの用語解説を基に検討を進める。前者については、RDAに対応するために、語義に不一致が生じないように考える必要がある。後者は、継承する語（RDAにはない日本特有のもの等）、不要となる語、用語または定義に変更を生じる語があると考えられる。

- ・注記の規定は全体案に含める。なお、和古書・漢籍については、どのエレメントにおける注記に該当するのか、どこに規定するか判断が難しいものがあり、課題がある。

### 3. 目録の作成に関する調査報告

委員から次のとおり提議された。

- ・目録の作成に関する調査を 2020 年頃には行い、その報告書を刊行する必要がある。「目録の利用と作成に関する調査報告書」(1998 年刊行) から「目録の作成と提供に関する調査報告書 2010 年調査」(2012 年刊行) まで 10 年以上も間隔が空いてしまったが、今後はより短い間隔で定期的に行う必要がある。

### 4. 2015 年度第 8 回目録委員会記録 (資料 15) の確認

#### [検討事項]

#### 1. 付録について

資料 3 をもとに説明、検討を行った。

- ・付録に収録する項目について、RDA と現 NCR を基に検討した。その項目は、①補助的な入力規定 (大文字使用法、略語・記号、個人の名称に関する追加指示、片仮名表記法など)、②語彙リスト (関連指示子、現 NCR の国名標目表、現 NCR の特定資料種別一覧表など)、③マッピング (ISBD 表示の記号法、MARC タグ、RDA との条文対照表など)、④事例集 (データ例)、⑤用語集・索引に大別できる。

#### 2. 序説、総説、属性総則について

資料 4～7 をもとに説明、検討を行った。

##### <総説>

- ・第 3 グループの実体についての規定 (概念、物、出来事、名称を除く場所の属性および各アクセス・ポイントの構築) は当面刊行しないことを記し、これら実体については他で言及しないことにした。
- ・エレメントの種類について、記録の方法の観点から、①転記するエレメント、②統制形により記録するエレメント、③リストから語彙を選択するエレメント、④計測値 (量や大きさなど) を記録するエレメント、⑤その他文章等により記録するエレメントに整理した。

##### <属性総則>

- ・上記③④⑤は、目録用言語を用いて記録することを示した。
- ・統制形の優先言語・文字種と目録用言語を直接連動させず、柔軟性を持たせる方向で検討する。

#### 3. 下位規定の名称と順序について

資料 9 をもとに説明、検討を行った。

##### <通則>

- ・通則内の条項は、全体を通して、なるべく同一の名称と順序が望ましい。体現形の案では現在、

- #X.0 通則
- #X.0.1 記録の目的

- #X.0.2 記録の範囲
- #X.0.2.1 種類 (または構成)
- #X.0.3 情報源
- #X.0.4 記録の方法
- #X.0.5 複製
- #X.0.6 変化

として考えており、関連の部についてもこの名称、順序に従う。

- ・「種類」または「構成」は、エレメント・サブタイプまたはサブエレメントの列挙等が必要な場合に、「記録の範囲」の枝番として設ける。コア・エレメントという条項は立項せず、「範囲」、「種類」または「構成」に含むこととする。
- ・アクセス・ポイントの構築に関する諸章の「機能」は、「構築の目的」に変更する。これは「記録の目的」に相当する。「記録の範囲」に相当する条項は存在していないが、「構築の範囲」を設けるかについて検討の余地がある。) 通則の規定は、典拠形アクセス・ポイントだけではなく、異形アクセス・ポイントをも含めて言及することを再確認した。
- ・「複製」と「変化」の前後については、引き続き検討する。

<通則外>

・通則外のエレメント・サブタイプまたはサブエレメントには、情報源の規定があるものとないものがある(通則で規定する情報源と同一の場合は繰り返し規定しないため)。そこで、その有無によってそれ以降の末尾の番号に不統一が生じることを防ぐため、情報源の規定がある場合は「記録の範囲・情報源」という条項の下に展開し、ない場合は単に「記録の範囲」とする。この結果、それ以降の番号体系は影響を受けずに済む。ただし、エレメントの通則とエレメント・サブタイプでは、末尾の番号は揃わない。

#### 4. 資料と個人・家族・団体との関連について

資料 8 をもとに説明、検討を行った。

- ・関連の種類 (= 条項名) について、**Persons, Families, and Corporate Bodies Associated with a Work** に当たるエレメントを「著作が関連を有する個人・家族・団体」ではなく、「著作と個人・家族・団体の関連」などとし、末尾が「~の関連」となるよう名称を統一する。

<関連指示子>

- ・関連指示子のリストに先立ち、次のことを述べる必要があると考えた。
- ① 著作と表現形の双方に使用される関連指示子 (例えば、**interviewer** や **composer** は作成者としても表現形の寄与者としても使用) があることは特徴的であり、このことを述べる。
  - ② 関連指示子は、その特定性のレベル (程度、水準) による階層構造を成している (例えば、**author** (著者) と **screenwriter** (脚本家)) ので、その使い分けについて凡例が必要である。
  - ③ 適切な用語がない場合は簡略な用語を用いる。(これについては、他の関連の関連指示子にも共通する一般的な規定であるため、そこで規定することも考えられる。) 検討の結果、通則における関連指示子の規定 (#44.0.4.2) と重なる部分はそれに譲る。②についても、条文中に記すこととする。したがって、リストに先立つ説明文はなくす。
- ・**RDA** にある語彙 (関連指示子に限らず) は直訳して用いる。意味・使用範囲がずれ、対応関係の不一致につながるからである。日本特有のものを別に設けて定義することはできると思われる。

- ・ **body** の訳語は「団体」に統一する。一方、**institution** は、「機関」、「機構」が考えられる（団体とすると **body** と重なってしまう）。訳語の対応関係を整理する必要がある。なお、NDL のこれまでの条文案（他章）では（語彙ではなく）本文において、かならずしも統一した対応とはしていない。
- ・ **commissioning body** は **body** を生かして「委託団体」としているが、定義は「A person, family, or corporate body responsible for commissioning a work.」であり、団体のみではなく、個人・家族・団体が該当する。これを「団体」と表わしていることはやむを得ないものとするがどうか。一方、**dedicator** は「献呈者」として、個人の関連指示子のような表現ではあるが、定義は「A person, family, or corporate body by whom a work is dedicated.」であり、個人のみではなく、個人・家族・団体が該当する。これについては、「者」が一般性のある語であることから違和感がなく、問題ないと思われる。
- ・ 例示の形式について、関連指示子を含めて記録した例とする（他章も合わせる）。しかし、関連指示子の示し方が難しい。「スミス、アダム（著者）」とすることが考えられるが、文法面を定めているように受け取られないようにする必要がある。

<その他>

- ・ **editor** に関連し、RDA の以下の二つの規定は、相互に矛盾すると思われる。
  - 6.27.1.4 異なる個人・家族・団体による著作の集合（**compilation**）  
著作が異なる個人・家族・団体による著作の集合である場合は、その著作の集合の優先タイトルを使用し、著作を表す典拠形アクセス・ポイントを構築する。
  - 19.2.1.1 [作成者の記録の] 範囲  
著作の集合（**compilation**）の内容の選択、配置、編集が、事実上新しい著作の創造をもたらしている場合は、著作の集合の編集に責任を有する個人・家族・団体は、その作成者とみなす。
- ・ **editor** の定義が 2014 年に変更されるなど、RDA は毎年規定が改められるため、新 NCR は、RDA のどの時点の版に準拠するか、そろそろ決めなければいけない。

## 5. 個人・家族・団体の間の関連（#46）について

資料 10～12 をもとに説明、検討を行った。

<通則>

- ・ 記録の範囲において、「同一インスタンスの、異なる名称の間の関連をも含む」ことを記し、同一実体でも名称が異なればあたかも異なる実体であるかのように扱うことがある旨を示す。
- ・ 各種類の名称（＝条項名）について、**related person** は「個人と個人・家族・団体との関連」とする。「～から…への」といった方向性を示す名称にする必要はないと考える。

<関連指示子>

- ・ RDA にない関連指示子として、個人と個人の間で「旧姓」／「現姓」を、家族と家族の間で「先祖」（「後裔」は規定されている）を考えたが、RDA にないものは保留とする。
- ・ **alternate identity** は、別名ではなく「筆名」とする。
- ・ 団体と団体間の関連の関連指示子にある「**broader affiliated body**」（広域関連団体）が何なのか不明である。

## 6. 資料に関する主要な関連（#42）について

資料 13 をもとに説明、検討を行った。

<通則>

- ・記録の範囲において、「資料に関する主要な関連とは、資料の著作、表現形、体現形、個別資料の間で、順次具現化または抽象化されていく構造を表現する関連である。」とし、各間に双方向性がある（例えば、「著作から表現形への関連」(expression of work)、「表現形から著作への関連」(work expressed)）ことを示した。

<著作と表現形間の関連>

- ・例示には、表現形の ID を示すことが考えられるが、日本の例は思い当たらない（運用例があるか）。

7. 資料に関するその他の関連 (#43) について

資料 14 をもとに説明、検討を行った。

<通則>

- ・whole-part の関連については、「上位・下位」と表す。
- ・各種類の名称 (= 条項名) について、related works は「関連する著作」から「著作間の関連」に変更する。(他に、著作間の関連、著作と著作の関連、著作相互の関連を考えた。) なお、資料に関する主要な関連 (#42) がいわばタテの関連であるのに対し、この資料に関するその他の関連がヨコの関連 (著作⇔著作、表現形⇔表現形という同レベルでの関連) であることが分かるようにしなければならない。これに関連して、著作と他の著作の表現形の関連のような、いわばナナメの関連については、現在の RDA に従って規定しないことを会議で確認した。
- ・関連先の情報の記録に非構造記述を用いた場合、関連指示子は記録せず、記述の中に関連指示子に相当する情報を記録することは、関連の総則 (#41) に規定が必要なことではないか。

<各種類の規定>

- ・例示は、関連指示子を含めて示す。

<部編の順序表示>

- ・numbering of part は RDA 24.6 (一般指示の章) にあるが、著作にしか使用されない (RDA の例示は著作だけ) のならば「著作間の関連」に規定したほうが分かりやすい。しかし、表現形、体現形、個別資料にも上位・下位の関連があるので、著作以外にも用いられるのではないか。RDA を再度確認したい。

次回以降の委員会の予定

2月13日 (土)

3月19日 (土)